

指定居宅介護支援事業所「ケアプランなかうみ」運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人厚生会が実施する指定居宅介護支援の事業は、要介護者等の心身の状況そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の調整を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護常態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- ② 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行なう。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供され、居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行なう。
- ④ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保健施設等との連携に努める。
- ⑤ 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

(事業の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 ケアプランなかうみ
- ② 所在地 米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター4階
- ③ 電話番号 0859-23-6793
- ④ 介護保険指定番号 鳥取県 3170200608

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 ケアプランなかうみ指定居宅介護支援事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次表のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理 者 主任介護支援専門員	常 勤 1名	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の利用の申込に係わる対応。 ・介護支援専門員その他の従事者の管理、指導。 ・その他 本事業の業務の統括
介護支援専門員 (管理者と兼務可)	常 勤 1名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の作成及び関係機関との調整 ・訪問調査

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の通常の営業時間は、次表のとおりとする。

営業日	土、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）除く毎日 土曜日の訪問に関しては、相談に応じる
営業時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30

(指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所：本事業所の相談室。
- ② サービス担当者会議の開催場所：本事業所の会議室他。
- ③ 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画の実施状況及び連絡調整等の必要に応じて訪問する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

米子市

その他の地域については要相談とする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、要相談とする。
- 3 前項に規定する費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得

なければならない。

(虐待防止及び身体的拘束適正化のための措置)

第9条 利用者の人権の擁護、虐待の防止及び身体的拘束適正化等のため指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

(衛生管理)

第10条 事業所は、感染症の発症又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じます。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知りえた秘密を正当な理由なく漏洩してはならない。
- 3 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を閲覧できるファイルを設置する。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が定める。

(付 則)

この規定は、平成11年10月 1日から施行する。

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 8月19日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 7月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年 7月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年11月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 4月 1日から施行する。